

# SRDM（保険期間満了前後）

## 住宅リフォームについての支援制度等もご利用ください！

### リフォーム見積チェック 無料

住まいるダイヤルで実施していますので、お気軽にお電話ください！

- 見積の項目・形式について
- 見積金額について
- 工事範囲や工事箇所について



### リフォームについての専門家相談

住宅のリフォームに関して専門家相談を利用できます。  
住まいるダイヤルまでお電話ください！

### リフォーム瑕疵保険

リフォーム工事に対する検査と保証がセットになった保険で、リフォーム工事を実施する事業者が保険に加入します。リフォーム工事に瑕疵があった場合は保険で対応できるので安心です。保険法人に登録しているリフォーム事業者をお探しの場合は、次の検索サイトで登録事業者を検索していただき、登録事業者へ直接お問い合わせください。

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会  
『登録事業者等の検索サイト』  
<https://www.kashihoken.or.jp/individuals/kizon/search/>



住まいる  
「困った!」を  
相談



全国52の  
住宅紛争審査会(弁護士会)は  
こちらからご確認ください。



国土交通大臣指定

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
<https://www.chord.or.jp> 住まいるダイヤル 検索

返還先

株式会社JPMメディアダイレクト

〒137-8501 東京都江東区新砂2-4-23  
新東京郵便局内 JPMメールセンター

このお知らせは、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが制作し、宛名欄記載の会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が送付しています。

## より良い支援制度にするために アンケートにご協力ください！

左下のアンケートに対する答えを、  
チェックボックスに✓チェックしてご記入いただき、  
切り取った後、そのまま投函してください(切手は不要です)。

- |      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| Q.1  | お住まいの住宅が保険付き住宅であることをご存知でしたか？                       | A.1  | <input type="checkbox"/> A. 知っていた <input type="checkbox"/> B. 知らなかった   |
| Q.2  | Q.1でAとご記入いただいた方のみお答えください。保険付き住宅について最も期待されたことは何ですか？ | A.2  | <input type="checkbox"/> A. 住宅の品質確保 <input type="checkbox"/> B. 瑕疵があった時の保証 <input type="checkbox"/> C. 相談・紛争処理サービス   |
| Q.3  | お住まいの住宅の保険付保(加入)証明書を保管しておりますか？                     | A.3  | <input type="checkbox"/> A. 保管している <input type="checkbox"/> B. 保管していない <input type="checkbox"/> C. 分からない   |
| Q.4  | 「住まいるダイヤル」をご存知でしたか？                                | A.4  | <input type="checkbox"/> A. 知っていた <input type="checkbox"/> B. 知らなかった   |
| Q.5  | Q.4でAとご記入いただいた方のみお答えください。「住まいるダイヤル」を何で知りましたか？      | A.5  | <input type="checkbox"/> A. インターネット <input type="checkbox"/> B. TV・ラジオ <input type="checkbox"/> C. 新聞・雑誌<br><input type="checkbox"/> D. ダイレクトメール <input type="checkbox"/> E. その他のパンフレット類   |
| Q.6  | 保険期間の満期後も「住まいるダイヤル」に無料で相談できることをご存知でしたか？            | A.6  | <input type="checkbox"/> A. 知っていた <input type="checkbox"/> B. 知らなかった   |
| Q.7  | Q.6でAとご記入いただいた方のみお答えください。「住まいるダイヤル」に相談したことはありますか？  | A.7  | <input type="checkbox"/> A. 電話相談をした <input type="checkbox"/> B. 専門家相談をした <input type="checkbox"/> C. ない  |
| Q.8  | 保険期間の満期後も住宅紛争審査会による紛争処理を利用できることをご存知でしたか？           | A.8  | <input type="checkbox"/> A. 知っていた <input type="checkbox"/> B. 知らなかった   |
| Q.9  | 保険付き住宅に住み始めてから何か住宅のトラブルがありましたか？                    | A.9  | <input type="checkbox"/> A. ない <input type="checkbox"/> B. 契約や代金のトラブルがあった <input type="checkbox"/> C. 不具合や欠陥があった   |
| Q.10 | 世帯主の性別と年代をご記入ください。                                 | A.10 | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> ~20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代<br><input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代~ |

アンケートにご協力いただき、ありがとうございます。

料金別納  
郵便

重要  
保存版

「保険付き住宅」にお住まいの方へ



## 法律に基づく支援制度等のお知らせ

このお知らせは、2012年4月から2013年3月の間に、住宅瑕疵担保責任保険が付された新築住宅を取得された皆様へお届けしております。大切な事項が記載されていますので、必ずご確認ください。

保険付き住宅にお住まいの方は、10年の保険期間が満期を迎えた後も、法律に基づく各種支援制度をご利用いただけます。中面を必ずご確認ください。電話番号などの情報を保管しておいてください。同封のアンケート調査にもご協力をお願いします。

住宅瑕疵担保責任保険

「保険付き住宅」とは？

新築住宅に特定住宅瑕疵<sup>※1</sup>があった場合に備えて、

**住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅です。**

住宅瑕疵担保責任法に基づき、新築住宅を供給する事業者(建設業者・宅建業者)には、住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託が義務付けられています。方が一、特定住宅瑕疵があった場合は、瑕疵の補修費用などが保険金として保険法人<sup>※2</sup>から事業者を支払われます。なお、事業者が倒産した場合には、保険金は保険付き住宅の取得者に直接支払われます。<sup>※3</sup>

<sup>※1</sup> 特定住宅瑕疵とは、構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の瑕疵です。  
詳細は、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページ(<https://www.kashihoken.or.jp/kashihoken/>)をご参照ください。

<sup>※2</sup> なお、保険期間が満期を迎えた後に特定住宅瑕疵が見つかったとしても、保険の対象とはなりません。

<sup>※3</sup> 保険法人は、国土交通大臣が指定した専門の保険会社です。

<sup>※4</sup> 保険付き住宅を中古で購入された方は、保険法人が発行する「転付保証書」等をお持ちであれば、保険金を請求できる場合があります。また、各種支援制度もご利用いただけます。

本ダイレクトメールについて

本ダイレクトメールに関するご質問等は、右側のQRコードからお問い合わせいただけます。



国土交通大臣指定

公益財団法人  
住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
<https://www.chord.or.jp>

住まいるダイヤル 検索

住まいる  
「困った!」を  
相談



ここからゆっくりはがしてください。(大切な内容が記載されています。ご本人様以外、はがさないでください。)

# あなたがお住まいの住宅は、「**保険** (住宅瑕疵担保責任保険) **付き住宅**」です。



保険付き住宅にお住まいの方は、**保険期間が満期を迎えた後にも**、お住まいの住宅について気になることやトラブルがあった場合は、**各種支援制度がご利用いただけます**。「転得者証明書」等をお持ちの方も、**各種支援制度がご利用いただけます**。(ただし、ご利用内容・期間に一部制限があります。)

## 支援制度とは？

### 一級建築士による 電話相談



住まいるダイヤルは、国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口です。一級建築士の資格を持った相談員がご相談にお答えします。



お使いの携帯電話・スマートフォンの電話帳に**簡単登録!**  
携帯電話・スマートフォンで下のQRコードを読むと、簡単に住まいるダイヤルの電話番号が電話帳に登録できます!

**保存版** 住まいのご相談お気軽に!  
**一級建築士による電話相談** (無料)

**住まいるダイヤル**  
0120-276-500

フリーダイヤル (保険付き住宅専用)  
【受付時間】10:00~17:00 (土、日、祝祭日、年末年始を除く)

必要に応じて次のサービスが受けられます。

- 弁護士・建築士による**専門家相談** (無料)
- 弁護士・建築士等による**紛争処理** (申請料1万円)

まずは、お気軽に電話でご相談ください。

経年劣化による不具合は瑕疵ではありません。お住まいの住宅を良好な状態で維持するには、定期的な点検とメンテナンスが必要です。

例えば、住まいるダイヤルでは、こんなご相談をいただいています。

50代・男性  
築10年になる木造住宅に住んでいます。住宅を加工した事業者から、定期的なメンテナンスが必要とされ、屋根と外壁の塗装工事を行うことを考えています。内装や給排水設備の点検とメンテナンスも考えていますが、どのタイミングで行うのがいいでしょうか。

40代・女性  
築10年になる分譲マンションの管理組合の理事となり、大規模修繕工事を計画しています。今後どのように進めていけばいいでしょうか。

必要に応じて

必要に応じて

### 弁護士・建築士による 専門家相談



全国の住宅紛争審査会(弁護士会)で、弁護士と建築士のペアによる無料の対面相談(1時間)を行っています。契約相手方のトラブルであれば、紛争処理もご説明します。

**ポイント**

住まいるダイヤルで申込受付  
お申込みなどは住まいるダイヤルで受け付けます。

不具合の相談から事業者とのトラブルの相談まで対応  
経験豊富な弁護士と建築士がペアで相談に応じるので安心です。

最寄りの弁護士会で実施  
お近くの弁護士会館や法律事務所でご相談が受けられます。

必要に応じて

### 弁護士・建築士等による 紛争処理



保険付き住宅の契約当事者間<sup>※4</sup>で不具合や代金を巡るトラブルが生じた場合に、全国の住宅紛争審査会(弁護士会)の専門家が間に入って解決にあたる手続です。

**ポイント**

専門家の関与	プライバシーの保護	迅速な解決	費用は申請料のみ
住宅の紛争に関する専門家(弁護士・建築士等)が公平・中立な立場で関与します。	手続は非公開で行われるので、プライバシーなどの秘密が守られます。	裁判よりも短期間で解決を目指すので、当事者の負担も軽減されます。	1万円の申請料で手続を利用できます。

※4 保険付き住宅を新築する請負契約または新築の保険付き住宅の売買契約が対象です。賃貸借契約等は対象外です。

必要に応じて

お手元に保険書類はありますか?

保険付き住宅の新築引渡時に、事業者を通じて、保険法人が発行した「保険付保証書」または「保険加入証明書」が渡されることになっています。各種手続の際にこれらの書類が必要になることがあります。保険期間が満期を迎えた後も、捨てずに引き続き保管してください。今一度ご確認の上、もしも見つからない場合は、**お住まいの住宅を供給した事業者(建設業者・宅建業者)にお問い合わせ**ください。

住宅瑕疵担保責任保険の保険期間は、**新築引渡時より10年間**です。

郵便はがき

1 3 7 - 8 7 3 1  
172

料金受取人払郵便

新東京局 承認  
2169

差出有効期間  
令和4年2月28日  
日まで  
切手も貼らずに  
お出しください

日本郵便 新東京郵便局  
私書箱155号

株式会社JPMメディアダイレクト内  
住まいるダイヤル保険付き住宅アンケート事務局 行

ご記入いただいた内容は、支援制度の一層の充実を図るために利用させていただきますので、安心してご記入ください。

- より良い支援制度にするためにアンケートへのご協力を  
お願いします!
- アンケートにお答えいただき  
裏面の質問事項をご覧になり、  
該当する回答にチェックマークを  
ご記入ください。
  - ハガキを切り取る
  - ポストにそのまま投函  
切手は不要です